

平成 27 年 4 月

京銀インターネットEBサービス
外国為替取引サービスご利用者 各位

株式会社京都銀行

外国送金搾取に関するご注意

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は「京銀インターネット EB サービス（外国為替取引サービス）」をご利用いただき誠にありがとうございます。

さて、近時、法人間の外国送金の資金を搾取される事案が国内外で発生しています。

つきましては、発生している事案並びに現時点での有効と考えられる対策事例をご紹介いたしますので、当該事案に十分ご注意いただいたうえで「京銀インターネット EB サービス（外国為替取引サービス）」をご利用賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 発生事案

- (1) 外国法人になりすまして送信された電子メールの送金指示や電子メール添付請求書に従って外国送金を行った結果、送金した資金が詐取された。
- (2) 本邦法人から外国法人に送信した電子メールまたは添付請求書が改ざんされ、本邦法人の指示口座とは異なる口座に送金された結果、受領すべき資金が詐取された。

2. 対策事例

- (1) 外国法人から送金先口座を変更する旨の電子メールを受信した場合や、外国法人の正規ではないメールアドレスから送金依頼を受信した場合は、外国法人に対して、電子メールとは異なる手段（電話や FAX 等）で事実の確認を行う。
- (2) 送金取引やその連絡に利用しているパソコンのセキュリティ対策を行う。また、外国法人と送金依頼の電子メールを送受信する際には、平文（暗号化されていないデータ）ではなく暗号化した添付ファイルを用いる、電子署名を付すなど、より安全性の高い方法で行う。

以 上